

平成26年第3回

石川県議会定例会議案

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第1号	平成26年度石川県一般会計補正予算（第1号）	1
議案第2号	平成26年度石川県流域下水道特別会計補正予算（第1号）	9
議案第3号	平成26年度石川県港湾整備特別会計補正予算（第1号）	13
議案第4号	平成26年度石川県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）	17
議案第5号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	19
議案第6号	石川県職員等の修学部分休業等に関する条例等の一部を改正する条例について	21
議案第7号	石川県税条例の一部を改正する条例について	25
議案第8号	中部圏の都市開発区域における県税の課税の特例に関する条例を廃止する条例 について	45
議案第9号	財産の取得について（非常用発電装置）	47
議案第10号	大気常時監視自動計測器の談合に伴う損害賠償請求事件に係る訴訟の和解につ いて	49
議案第11号	石川県健民自然園条例の一部を改正する条例について	51
議案第12号	権利の放棄について（石川県建設工事標準請負契約約款に規定する賠償金）	53
議案第13号	石川県都市公園条例の一部を改正する条例について	55
議案第14号	請負契約の締結について（羽咋警察署庁舎建設工事（建築））	57
報告第1号	平成25年度石川県一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告について	59
報告第2号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	67
報告第3号	石川県税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	69
報告第4号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	71
報告第5号	和解の専決処分の報告について	73
報告第6号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	75
報告第7号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	77
報告第8号	平成25年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について	79
報告第9号	平成25年度石川県一般会計事故繰越し繰越計算書について	91
報告第10号	平成25年度石川県流域下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について	93
報告第11号	平成25年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書について	95

議案第1号

平成26年度石川県一般会計補正予算(第1号)

平成26年度の石川県一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,033,905千円を追加し、歳入歳出それぞれ505,911,905千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成26年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更及び追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成26年5月30日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成26年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		125,900,000	2,000,000	127,900,000
	1 地方交付税	125,900,000	2,000,000	127,900,000
7 分担金及び金		2,094,046	665,367	2,759,413
	1 分担金	144,227	3,059	147,286
	2 負担金	1,949,819	662,308	2,612,127
8 使用料及び料		6,102,777	345	6,103,122
	2 手数料	1,918,942	345	1,919,287
9 国庫支出金		45,632,760	7,478,794	53,111,554
	1 国庫負担金	25,510,335	1,612,959	27,123,294
	2 国庫補助金	18,928,713	5,845,885	24,774,598
	3 国庫委託金	1,193,712	19,950	1,213,662
12 繰入金		14,847,278	2,607,174	17,454,452
	2 基金繰入金	14,632,280	2,607,174	17,239,454
14 諸収入		40,198,606	14,388,225	54,586,831
	3 貸付金元利収入	28,449,529	12,025,500	40,475,029
	4 受託事業収入	4,026,708	2,020,000	6,046,708
	6 雑収入	3,648,242	342,725	3,990,967
15 県債		64,906,000	9,894,000	74,800,000
	1 県債	64,906,000	9,894,000	74,800,000
歳入合計		468,878,000	37,033,905	505,911,905

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 52,565,434	千円 5,000	千円 52,570,434
	5 防災救助費	4,189,790	5,000	4,194,790
3 企画文化費		21,160,773	246,400	21,407,173
	1 企画振興費	16,234,015	201,800	16,435,815
	2 県民文化費	4,926,758	44,600	4,971,358
4 健康福祉費		73,850,007	1,871,932	75,721,939
	1 高齢者福祉費	30,120,487	601,639	30,722,126
	2 子育て福祉費	9,479,516	1,087,297	10,566,813
	3 障害福祉費	9,438,228	4,500	9,442,728
	4 地域福祉費	14,762,625	114,801	14,877,426
	5 健康推進費	4,903,558	10,300	4,913,858
	7 医薬看護費	4,946,305	53,395	4,999,700
5 環境費		3,654,178	164,769	3,818,947
	1 環境費	3,654,178	164,769	3,818,947
6 商工労働費		26,709,808	8,390,345	35,100,153
	1 商工費	24,321,591	7,832,230	32,153,821
	2 労働費	2,303,857	558,115	2,861,972
7 観光費		2,566,808	223,550	2,790,358
	1 観光戦略推進費	2,566,808	223,550	2,790,358
8 農林水産業費		19,499,211	9,462,845	28,962,056
	1 農業費	5,157,207	6,086,727	11,243,934
	2 畜産業費	878,540	2,600	881,140

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 農地費	5,382,106	2,328,596	7,710,702
	4 林業費	6,475,561	784,008	7,259,569
	5 水産業費	1,605,797	260,914	1,866,711
9 土木費		40,771,525	16,226,022	56,997,547
	2 道路橋りょう費	21,420,720	11,071,285	32,492,005
	3 河川海岸費	6,657,412	3,538,550	10,195,962
	4 港湾費	2,169,031	818,056	2,987,087
	5 都市計画費	5,919,523	594,492	6,514,015
	6 建築住宅費	4,102,634	203,639	4,306,273
10 警察費		24,256,293	270,777	24,527,070
	1 警察管理費	22,944,033	65,519	23,009,552
	2 警察活動費	1,312,260	205,258	1,517,518
11 教育費		103,341,810	172,265	103,514,075
	1 教育総務費	10,586,664	136,316	10,722,980
	5 社会教育費	1,251,839	13,599	1,265,438
	6 保健体育費	887,462	22,350	909,812
歳出合計		468,878,000	37,033,905	505,911,905

第2表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成26年度道路建設費	平成27年度	370,000 ^{千円}	平成27年度	720,000 ^{千円}
平成26年度農業農村整備事業費			自 平成27年度 至 平成29年度	2,500,000
平成26年度公営住宅建設費			平成27年度	430,000

議案第一号 平成二十六年石川県一般会計補正予算 債務負担行為

国直轄海岸專業費負担金	187,000			241,000
港湾改良費	187,000			251,000
国直轄港湾專業費負担金	438,000			750,000
街路專業費	529,000			679,000
公園整備費	346,000			386,000
公営住宅建設費	185,000			292,000
警察施設費	164,000			182,000
交通指導取締費	70,000			179,000
道路整備費				1,727,000
河川整備費				30,000
砂防地すべり防止施設費				14,000
港湾管理費				226,000
都市計画整備費				152,000
交通対策費				49,000
文化振興費				13,000

議案第一号 平成二十六年石川県一般会計補正予算 地方債

起債の目的	補正前			補正後		
	補正前 限度額 千円	補正前 起債の方法	補正前 利率	補正後 限度額 千円	補正後 起債の方法	補正後 利率
要介護高齢者対策費				180,000		
青少年対策費				74,000		
計	64,906,000			74,800,000		

議案第2号

平成26年度石川県流域下水道特別会計補正予算（第1号）

平成26年度の石川県流域下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42,750千円を追加し、歳入歳出それぞれ2,921,771千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成26年度石川県流域下水道特別会計歳入歳出補正予算」による。

（地方債の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年5月30日提出

石川県知事 谷本正憲

第1表 平成26年度石川県流域下水道特別会計歳入歳出補正予算

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び金		千円 1,617,638	千円 13,750	千円 1,631,388
	1 負担金	1,617,638	13,750	1,631,388
2 国庫支出金		539,000	13,000	552,000
	1 国庫補助金	539,000	13,000	552,000
5 県債		194,000	16,000	210,000
	1 県債	194,000	16,000	210,000
歳入合計		2,879,021	42,750	2,921,771

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道費		千円 2,879,021	千円 42,750	千円 2,921,771
	1 建設費	889,575	42,750	932,325
歳出合計		2,879,021	42,750	2,921,771

議案第一号 平成二十六年石川県流域下水道特別会計補正予算

議案第 3 号

平成26年度石川県港湾整備特別会計補正予算(第 1 号)

平成26年度の石川県港湾整備特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184,000千円を追加し、歳入歳出それぞれ1,575,311千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 平成26年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出補正予算」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成26年 5 月30日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成26年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出補正予算

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県債		千円 857,000	千円 184,000	千円 1,041,000
	1 県債	857,000	184,000	1,041,000
歳入合計		1,391,311	184,000	1,575,311

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾整備事業費		千円 1,391,311	千円 184,000	千円 1,575,311
	2 整備費	655,000	184,000	839,000
歳出合計		1,391,311	184,000	1,575,311

議案第三号 平成二十六年石川県港湾整備特別会計補正予算

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額 千円	起債の方法	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	償還の方法
港湾整備事業費	857,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件によ其他 る。ただし、県財政その の都び償還期限を短縮し、借 及若換えがで	1,041,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件によ其他 る。ただし、県財政その の都び償還期限を短縮し、借 及若換えがで
計	857,000			1,041,000		

議案第4号

平成26年度石川県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成26年度の石川県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成26年度石川県水道用水供給事業会計予算(以下「予算」という。)第2条中(3)を次のとおり補正する。

区 分	既決予定額	補正予定額	計
(3) 主要な建設改良事業			
送水施設建設改良事業費	2,520,000千円	2,020,000千円	4,540,000千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		既決予定額	補正予定額	計
科 目				
第1款 資本的収入		2,794,417千円	2,020,000千円	4,814,417千円
第1項 企業債		2,668,000千円	2,020,000千円	4,688,000千円
支 出		既決予定額	補正予定額	計
科 目				
第1款 資本的支出		8,028,576千円	2,020,000千円	10,048,576千円
第1項 建設改良費		2,945,065千円	2,020,000千円	4,965,065千円

(企業債)

第4条 予算第6条の表中

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">送水施設建設改良事業費</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">2,020,000^{千円}</td> </tr> </table>	送水施設建設改良事業費	2,020,000 ^{千円}	を	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">送水施設建設改良事業費</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">4,040,000^{千円}</td> </tr> </table>	送水施設建設改良事業費	4,040,000 ^{千円}	に改める。
送水施設建設改良事業費	2,020,000 ^{千円}						
送水施設建設改良事業費	4,040,000 ^{千円}						

平成26年5月30日提出

石川県知事 谷本正憲

議案第五号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十六年五月三十日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十二年石川県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項第一号から第三号までの規定中「、経営対策課」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

県の組織改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第六号

石川県職員等の修学部分休業等に関する条例等の一部を改正する条例について

石川県職員等の修学部分休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十六年五月三十日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県職員等の修学部分休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(石川県職員等の修学部分休業等に関する条例の一部改正)

第一条 石川県職員等の修学部分休業等に関する条例(平成十七年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに第二十六条の五第一項、第五項及び第六項」を「、第二十六条の五第一項、第五項及び第六項並びに第二十六条の六第一項、第二項、第六項から第八項まで及び第十一項」に、「並びに法第二十六条の五第一項」を「、法第二十六条の五第一項」に改め、「自己啓発等休業」という。)の下に「並びに法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)」を加える。

第十三条を第二十一条とする。

第十二条の見出し中「又は自己啓発等休業」を「、自己啓発等休業又は配偶者同行休業」に改め、同条第二項中「及び自己啓発等休業」を「並びに自己啓発等休業及び配偶者同行休業」に改め、同条第二項中「自己啓発等休業をした期間」を「自己啓発等休業及び配偶者同行休業をした期間」に改め、「あるのは、」の下に「自己啓発等休業については」を、「相当する月数」の下に「とし、配偶者同行休業については「その月数」を加え、同条を第二十条とする。

第十一条の見出し中「自己啓発等休業」の下に「又は配偶者同行休業」を加え、同条中「いう。」の下に「以下次項において同じ。」を加え、同条に次の二項を加え、同条を第十九条とする。

- 2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を自分の五十以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。
- 3 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失うと認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号給を調整することができる。

第十条を第十八条とし、第九条の次に次の八条を加える。

(配偶者同行休業の承認)

第十条 任命権者は、職員が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第十一条 法第二十六条の六第一項の条例で定める期間は、三年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第十二条 法第二十六条の六第一項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（六月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第十五条において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- 一 外国での勤務
- 二 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であつて外国において行うもの
- 三 学校教育法による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であつて外国に所在するものにおける修学（前二号に該当するものを除く。）

(配偶者同行休業の承認の申請)

第十三条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第十四条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第十一条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第十条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第十五条 法第二十六条の六第六項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 配偶者（法第二十六条の六第一項に規定する配偶者をいう。以下この号及び次条第一項第一号から第三号までにおいて同じ。）が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

二 配偶者同行休業をしている職員が石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和三十一年石川県条例第三十八号）第九条第三号又は石川県学校職員の勤務時間、休日及び

休暇等に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十九号）第十条第三号の規定による特別休暇を取得することとなったこと。

- 三 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

（届出）

第十六条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- 一 配偶者が死亡した場合
 - 二 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
 - 三 配偶者と生活を共にしなくなった場合
 - 四 前条第一号又は第二号に掲げる事由に該当することとなった場合
- 2 第十三条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

（配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）

第十七条 任命権者は、第十条又は第十四条の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第二号に掲げる任用は、申請期間について一年を超えて行うことができない。

- 一 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行つた任期を定めた採用
 - 二 申請期間を任期の限度として行つた臨時的任用
- 2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。
- 3 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（石川県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

第一条 石川県職員等の育児休業等に関する条例（平成四年石川県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「育児休業法」を「地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二十六条の六第七項又は育児休業法」に改める。

第十条第一号中「育児休業法」を「地方公務員法第二十六条の六第七項又は育児休業法」に改める。

第二十二條第二号中「（昭和三十五年法律第二百六十一号）」を削る。

(石川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第三条 石川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年石川県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第三条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 職員の休業に関する状況

(石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第四条 石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十二年石川県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二の次に次の一条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第二十条の三 地方公務員法第二十六条の六第一項の規定による承認を受けて配偶者同行休業をしている職員には、当該配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方公務員法の一部改正による配偶者同行休業制度の創設に伴い、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第七号

石川県税条例の一部を改正する条例について

石川県税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十六年五月三十日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例（昭和二十九年石川県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五十条中「百分の五」を「百分の三・二」に改める。

第五十七条第一項中「第二十一条の七」を「第二十一条の六」に、「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第二項」に改める。

第五十八条第一項第一号ハの表中「百分の一・五」を「百分の二・二」に、「百分の二・二」を「百分の三・二」に、「百分の二・九」を「百分の四・三」に改め、同項第二号の表中「百分の二・七」を「百分の三・四」に、「百分の三・六」を「百分の四・六」に改め、同項第三号の表中「百分の二・七」を「百分の三・四」に、「百分の四」を「百分の五・一」に、「百分の五・三」を「百分の六・七」に改め、同条第二項中「百分の〇・七」を「百分の〇・九」に改め、同条第三項第一号ハ中「百分の二・九」を「百分の四・三」に改め、同項第三号中「百分の三・六」を「百分の四・六」に改め、同項第三号中「百分の五・三」を「百分の六・七」に改める。

第七十五条第一項中「第三十九条の二の四第一項」を「第三十九条の二の三第一項」に改め、「この項及び次項において」を削り、「第三十九条の二の四第二項」を「第三十九条の二の三第二項」に改め、同条第二項中「人の居住の用に供されたことがある住宅で令第三十七条の十八に規定するもの」を「耐震基準適合既存住宅等（法第七十三条の十四第三項に規定する耐震基準適合既存住宅）」に、「（以下この項において「既存住宅等」という）」を「をいう。以下この項及び第七十八条第二項第四号において同じ」に改め、同項第一号及び第二号中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に改める。

第七十八条第二項第四号中「既存住宅」を「耐震基準適合既存住宅等」に改める。

第七十八条の六第二項中「第三十九条の七の二」を「第三十九条の七」に改め、同条第五項中「被収用不動産等に代わる不動産」を「当該耐震基準不適合既存住宅が取得した日から六月以内に耐震改修を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき省令第七条の七で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供するもの」に、「第七十八条の六第二項」を「当該不動産が第七十八条の七第一項」に改め、同条を第七十八条の七とする。

第七十八条の五の見出し中「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第一項中「第八条第一項又は第十一条の十二」を「第十一条の十四」に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法第四条第二項第一号」を「農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構（以下この項において「農地利用集積円滑化団体等」という。）が、農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号ロ」に、「（同条第一項）を「又は同法第七条第一号に掲げる事業（それぞれ同法第四条第一項）に、「第三十九条の六」を「第三十九条の五」に、「第三十九条の七」を「第三十九条の六」に、「第四条第二項第三号」を「第七条第三号」に、「当該農地保有合理化法人等」を「当該農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第五項中「被取用不動産等に代わる不動産」を「当該耐震基準不適合既存住宅が取得した日から六月以内に耐震改修を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき省令第七条の七で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供するもの」に、「第七十八条の五第一項」を「当該不動産が第七十八条の六第一項」に、「第四条第二項第三号」を「第七条第三号」に改め、同条を第七十八条の六とする。

第七十八条の四第五項中「被取用不動産等に代わる不動産」を「当該耐震基準不適合既存住宅が取得した日から六月以内に耐震改修を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき省令第七条の七で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供するもの」に、「第七十八条の四第一項に規定する譲渡」を「当該不動産が第七十八条の五第一項に規定する不動産」に改め、同条を第七十八条の五とする。

第七十八条の三第五項中「被取用不動産等に代わる不動産」を「当該耐震基準不適合既存住宅が取得した日から六月以内に耐震改修を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき省令第七条の七で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供するもの」に改め、「あるのは、「」の下に「当該不動産が」を加え、同条を第七十八条の四とする。

第七十八条の二第三項中「前条第一項」を「第七十八条第一項」に改め、同条第五項を次のように改め、同条を第七十八条の三とする。

5 第七十八条の二第五項の規定は、第三項の規定による還付の申請をする場合について準用する。

この場合において、同条第五項中「当該耐震基準不適合既存住宅が取得した日から六月以内に耐震改修を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき省令第七条の七で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供するもの」とあるのは、「当該不動産が被取用不動産等に代わる不動産」と読み替えるものとする。

第七十八条の次に次の一条を加える。

（耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等）

第七十八条の二 知事は、個人が耐震基準不適合既存住宅（法第七十三条の二十七の二第一項に規定する耐震基準不適合既存住宅をいう。以下この項及び第五項において同じ。）を取得した場合

において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。第五項において同じ。）を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき省令第七条の七で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた法第七十三條の十四第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 知事は、住宅の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該住宅の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限つて、当該住宅に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

3 第七十六条第二項及び第三項、第七十七条並びに前条第一項の規定は、前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第一項の場合における当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。

4 第六十八条第八項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。

5 第三項の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に当該耐震基準不適合既存住宅が取得した日から六月以内に耐震改修を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき省令第七条の七で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供するものであることを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名又は名称

二 還付を受けるべき金額

三 還付を受けるべき理由

第百三十五条第三項中「学校教育法」の下に「(昭和二十二年法律第二十六号)」を加え、同条第五項中「電気を動力源とする自動車で省令附則第五条第一項に規定するもの」を「電気自動車(法附則第十二条の三第一項に規定する電気自動車をいう。)」に改める。

第百四十五条中「第二十條」の下に「又は第四十二條」を加える。

附則第二条の三第一項中「第四十條第三項後段(同条第六項から第十項まで)」の下に「及び第十一項(同条第十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を加え、「受けた同法第四十條第三項」を「受けた同条第三項」に、「公益法人等(同条第六項から第十項まで)」を「公益法人等(同条第六項から第十一項まで)」に、「を同法第四十條第三項」を「を同条第三項」に、「財産(同条第六項から第十項まで)」を「財産(同条第六項から第十一項まで)」に改める。

附則第五条第四項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第七条第一項及び第二項中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十条第一項中「百分の五・八」を「百分の四」に改め、同条第二項中「五・八分の〇・八」を「四分の〇・八」に改める。

附則第十一条第二項中「又は第七十八条の二第一項」を「、第七十八条の二第一項又は第七十八条の三第一項」に改める。

附則第十三条第一項中「(法附則第十二条の三第一項に規定する電気自動車をいう。次条第一項及び第二項において同じ。)」を削り、「次条第一項及び第二項において同じ。、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令で定めるもの、メタノールとメタノール以外のものとの混合物で省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令で定めるもの」を「以下この条及び次条において同じ。)、メタノール自動車(法附則第十二条の三第一項に規定するメタノール自動車をいう。次項において同じ。)、混合メタノール自動車(法附則第十二条の三第一項に規定する混合メタノール自動車をいう。次項において同じ。)」に改め、「電力併用自動車をいう。」の下に「次項において同じ。」を加え、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第一号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「初めて」を「最初の」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項第二号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項の表を次のように改める。

第百三十五条第一項第一号イ	七千五百円	八千六百円
	八千五百円	九千七百円
	九千五百円	一万九百円
	一万三千八百円	一万五千八百円
	一万五千七百円	一万八千円
	一万七千九百円	二万五五百円
	二万五五百円	二万三千五百円
	二万三千六百円	二万七千円
	二万七千二百円	三万二千円
	四万七千円	四万六千八百円
第百三十五条第一項第一号ロ	二万九千五百円	三万三千九百円
	三万四千五百円	三万九千六百円
	三万九千五百円	四万五千四百円
	四万五千円	五万七千七百円
	五万五千円	五万八千六百円
	五万八千円	六万六千七百円
	六万六千五百円	七万六千四百円

第百三十五条第一項第二号イ	七万六千五百円	八万七千九百円
	八万八千円	十万二千二百円
	十一万千円	十二万七千六百円
	六千五百円	七千百円
	九千円	九千九百円
	一万二千円	一万三千二百円
	一万五千円	一万六千五百円
	一万八千五百円	二万三五百円
	二万二千円	二万四千二百円
	二万五千五百円	二万八千円
第百三十五条第一項第二号ロ	二万九千五百円	三万二千四百円
	四千七百円	五千百円
	八千円	八千八百円
	一万五千百円	一万二千六百円
	一万六千円	一万七千六百円
	一万五五百円	二万二千五百円
	二万五千五百円	二万八千円
	三万円	三万三千円
	三万五千円	三万八千五百円
	四万五五百円	四万四千五百円
第百三十五条第一項第二号ハ(1)及び第五号ロ(1)	六千三百円	六千九百円
	七千五百円	八千二百円
第百三十五条第一項第二号ハ(2)及び第五号ロ(2)	一万五千百円	一万六千六百円
	一万二三百円	一万二千二百円
第百三十五条第一項第三号イ(2)	二万六五百円	二万九千百円
	二万六五百円	二万二千六百円
	三万二千円	三万五千二百円
	三万八千円	四万八千八百円
	四万四千円	四万八千四百円
	五万五五百円	五万五千五百円
	五万七千円	六万二千七百円
第百三十五条第一項第三号ロ	六万四千円	七万四五百円
	三万三千円	三万六千三百円

	四万千円	四万五千円
	四万九千円	五万三千九百円
	五万七千円	六万二千七百円
	六万五千五百円	七万二千円
	七万四千円	八万四千四百円
	八万三千円	九万三千三百円
第百三十五条第一項第四号	四千五百円	五千円
	六千円	六千九百円
第百三十五条第一項第五号イ	一万七千六百円	二万二三百円
	二万三千六百円	二万七千七百円
第百三十五条第一項第五号ニ	二万三千六百円	二万七千七百円
	二万七千六百円	三万二千七百円
	三万千六百円	三万六千三百円
	三万六千円	四万四千四百円
	四万八千円	四万六千九百円
	四万六千四百円	五万三千三百円
	五万三千二百円	六万千円
	六万二千二百円	七万三千三百円
	七万四千円	八万九千円
	八万八千八百円	十万二千三百円
第百三十五条第一項第五号ホ(1)	九千円	一万三千三百円
	一万八千五百円	二万二千二百円
第百三十五条第一項第五号ホ(2)	一万千五百円	一万三千二百円
	二万五千五百円	二万九千三百円
第百三十五条第二項第一号	三千七百円	四千百円(前項第五号ホに掲げる自動車にあつては、四千三百円)
	四千七百円	五千二百円(前項第五号ホに掲げる自動車にあつては、五千四百円)
	六千三百円	六千九百円(前項第五号ホに掲げる自動車にあつては、七千二百円)
第百三十五条第二項第二号	五千二百円	五千七百円(前項第五号ホに掲げる自動車にあつては、六千円)

第百三十五条第三項	六千三百円	六千九百円(前項 第五号ホに掲げる 自動車にあつては、 七千二百円)
	八千円	八千八百円(前項 第五号ホに掲げる 自動車にあつては、 九千二百円)
	一万二千円	一万三千二百円
	一万四千五百円	一万五千九百円
	一万七千五百円	一万九千二百円
	二万円	二万二千円
	二万二千五百円	二万四千七百円
	二万五千五百円	二万八千円
二万九千円	三万九百円	

附則第十三条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「附則第十三条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド車並びにバス(一般乗合用のものに限る。)及び被けん引自動車を除く。)に対する平成二十六年分の自動車税に係る第百三十五条第一項から第三項までの規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で、平成十三年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十五年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

第百三十五条第一項第一号イ	七千五百円	八千二百円
	八千五百円	九千三百円
	九千五百円	一万四百円
	一万三千八百円	一万五千五百円
	一万五千七百円	一万七千二百円
	一万七千九百円	一万九千六百円
	二万五百万円	二万二千五百円
	二万三千六百円	二万五千九百円
	二万七千二百円	二万九千九百円
	四万七百万円	四万四千七百円

第百三十五条第一項第一号ロ	二万九千五百円	三万二千四百円
	三万四千五百円	三万七千九百円
	三万九千五百円	四万三千四百円
	四万五千円	四万九千五百円
	五万円	五万六千五百円
	五万八千円	六万三千八百円
	六万六千五百円	七万三千五百円
	七万六千五百円	八万四千五百円
	八万八千円	九万六千八百円
	十一万円	十二万二千五百円
	第百三十五条第一項第二号イ	六千五百円
九千円		九千九百円
一万二千円		一万三千二百円
一万五千円		一万六千五百円
一万八千五百円		二万三百円
二万二千円		二万四千二百円
二万五千五百円		二万八千円
二万九千五百円		三万二千四百円
四千七百円		五千五百円
第百三十五条第一項第二号ロ		八千円
	一万千五百円	一万二千六百円
	一万六千円	一万七千六百円
	二万五千元	二万二千五百円
	二万五千五百円	二万八千円
	三万円	三万三千円
	三万五千円	三万八千五百円
	四万五千元	四万四千五百円
	六千三百円	六千九百円
第百三十五条第一項第二号ハ(1)及び第五号ロ(1)	七千五百円	八千二百円
	一万五千五百円	一万六千六百円
第百三十五条第一項第二号ハ(2)及び第五号ロ(2)	一万二千元	一万二千二百円
	一万六千元	一万二千六百円
第百三十五条第一項第三号イ(2)	一万六千五百円	二万九千五百円

	三万二千円	三万五千二百円
	三万八千円	四万八千八百円
	四万四千円	四万八千四百円
	五万五千円	五万五千五百円
	五万七千円	六万二千七百円
	六万四千円	七万四千円
第百三十五条第一項第三号ロ	三万三千円	三万六千三百円
	四万千円	四万五千五百円
	四万九千円	五万三千九百円
	五万七千円	六万二千七百円
	六万五千五百円	七万二千円
	七万四千円	八万四千四百円
	八万三千円	九万三千三百円
第百三十五条第一項第四号	四千五百円	四千九百円
	六千円	六千六百円
第百三十五条第一項第五号イ	一万七千六百円	一万九千三百円
	二万三千六百円	二万五千九百円
第百三十五条第一項第五号ニ	二万三千六百円	二万五千九百円
	二万七千六百円	三万三千円
	三万千六百円	三万四千七百円
	三万六千円	三万九千六百円
	四万八千円	四万四千八百円
	四万六千四百円	五万千円
	五万三千二百円	五万八千五百円
	六万千二百円	六万七千三百円
	七万四千円	七万七千四百円
	八万八千八百円	九万七千六百円
第百三十五条第一項第五号ホ(1)	九千円	九千九百円
	一万八千五百円	二万三千円
第百三十五条第一項第五号ホ(2)	一万五千五百円	一万二千六百円
	二万五千五百円	二万八千円
第百三十五条第二項第一号	三千七百円	四千円
	四千七百円	五千二百円

第百三十五条第二項第二号	六千三百円	六千九百円
	五千二百円	五千七百円
	六千三百円	六千九百円
	八千円	八千八百円
第百三十五条第三項	一万二千円	一万三千二百円
	一万四千五百円	一万五千九百円
	一万七千五百円	一万九千二百円
	二万円	二万二千円
	二万二千五百円	二万四千七百円
	二万五千五百円	二万八千円
	二万九千円	三万九百円

附則第十四条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「次」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第二号中「この号」の下に「及び第三項第二号」を、「省令」の下に「附則第五条の二第二項」を加え、同項第三号中「プラグインハイブリッド車」の下に「(法附則第十二条の二第四項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。第三項第三号において同じ。)」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率」を「エネルギー消費効率(法附則第十二条の二第四項第四号に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)」に、「法附則第十二条の二第四項第四号」を「同号」に、「次項及び第四項」を「以下この条」に改め、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」の下に「(同号に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度をいう。以下この条において同じ。)」を、「省令」の下に「附則第五条の二第六項」を加え、同項に次の表を加え、同項を同条第一項とする。

第百三十五条第一項第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五百万円	一万五百万円
	二万三千六百万円	一万二千万円
	二万七千二百万円	一万四千万円
	四万七百万円	二万五百万円
第百三十五条第一項第一号ロ	二万九千五百円	一万五千万円

	三万四千五百円	一万七千五百円
	三万九千五百円	二万円
	四万五千円	二万二千五百円
	五万円	二万五千五百円
	五万八千円	二万九千円
	六万六千五百円	三万三千五百円
	七万六千五百円	三万八千五百円
	八万八千円	四万四千円
	十一万円	五万五千五百円
第百三十五条第一項第二号イ	六千五百円	三千五百円
	九千円	四千五百円
	一万二千円	六千円
	一万五千円	七千五百円
	一万八千五百円	九千五百円
	二万二千円	一万千円
	二万五千五百円	一万三千円
	二万九千五百円	一万五千円
	四千七百円	二千四百円
第百三十五条第一項第二号ロ	八千円	四千円
	一万五千五百円	六千円
	一万六千円	八千円
	二万五百円	一万五百円
	二万五千五百円	一万三千円
	三万円	一万五千円
	三万五千円	一万七千五百円
	四万五千円	二万五千円
	六千三百円	三千二百円
第百三十五条第一項第二号ハ(1)及び第五号ロ(1)	七千五百円	四千円
	一万五千五百円	八千円
第百三十五条第一項第二号ハ(2)及び第五号ロ(2)	一万二千円	五千五百円
	一万六千円	一万五百円
第百三十五条第一項第三号イ(1)	一万二千円	六千円
	一万四千五百円	七千五百円

	一万七千五百円	九千円
	二万円	一万円
	一万二千五百円	一万千五百円
	一万五千五百円	一万三千円
	一万九千円	一万四千五百円
第百三十五条第一項第三号イ(2)	一万六千五百円	一万三千五百円
	三万二千円	一万六千円
	三万八千円	一万九千円
	四万四千円	二万二千円
	五万五千円	二万五千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万四千円	三万二千円
第百三十五条第一項第三号ロ	三万三千円	一万六千五百円
	四万千円	二万五千円
	四万九千円	二万四千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万五千五百円	三万三千円
	七万四千円	三万七千円
	八万三千円	四万五千五百円
第百三十五条第一項第四号	四千五百円	二千五百円
	六千円	三千円
第百三十五条第一項第五号イ	一万七千六百円	九千円
	一万三千六百円	一万二千円
第百三十五条第一項第五号ニ	一万三千六百円	一万二千円
	一万七千六百円	一万四千円
	三万千六百円	一万六千円
	三万六千円	一万八千円
	四万八千円	二万五千円
	四万六千四百円	二万三千五百円
	五万三千二百円	二万七千円
	六万千二百円	三万円
	七万四千円	三万五千五百円
	八万八千八百円	四万四千五百円

第百三十五条第一項第五号ホ(1)	九千円	四千五百円
	一万八千五百円	九千五百円
第百三十五条第一項第五号ホ(2)	一万千五百円	六千円
	一万五千五百円	一万三千円
第百三十五条第二項第一号	三千七百元	千八百円
	四千七百元	二千三百円
	六千三百円	三千二百円
第百三十五条第二項第二号	五千二百円	二千六百円
	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千円
第百三十五条第三項	一万二千円	六千円
	一万四千五百円	七千五百円
	一万七千五百円	九千円
	二万円	一万円
	一万二千五百円	一万千五百円
	一万五千五百円	一万三千円
	一万九千円	一万四千五百円

附則第十四条第三項中「省令」の下に「附則第五条の二第七項」を、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条中同項を第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 次に掲げる自動車に対する第百三十五条第一項から第三項までの規定の適用については、当該自動車平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので省令附則第五条の二第八項で定めるもの

三 プラグインハイブリッド車

四 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上かつ平成三十二年基準エネルギー消費効率（法附則第十二条の三第六項第四号に規

定する平成三十二年度基準エネルギー消費効率をいう。)以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので省令附則第五条の二第九項で定めるもの

五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車(第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。)のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第五条の二第十項で定めるものに適合するもの

第百三十五条第一項第二号イ	七千五百円	二千円
	八千五百円	二千五百円
	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円
	一万五千七百円	四千円
	一万七千九百円	四千五百円
	一万五万円	五千五百円
	一万三千六万円	六千円
	一万七千二万円	七千円
	四万七万円	一万五万円
第百三十五条第一項第一号ロ	一万九千五百円	七千五百円
	三万四千五百円	九千円
	三万九千五百円	一万円
	四万五万円	一万千五百円
	五万円	一万三千円
	五万八千円	一万四千五百円
	六万六千五百円	一万七千円
	七万六千五百円	一万九千五百円
	八万八千円	二万二千円
	十一万円	二万八千円
第百三十五条第一項第二号イ	六千五百円	一千円
	九千円	二千五百円
	一万二千円	三千円
	一万五万円	四千円
	一万八千五百円	五千円
	一万二万円	五千五百円

第百三十五条第一項第二号ロ	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千五百円	七千五百円
	四千七百元	十一百円
	八千円	二千円
	一万五千五百円	三千円
	一万六千円	四千円
	一万五五百円	五千五百円
	一万五千五百円	六千五百円
	三万円	七千五百円
	三万五千円	九千円
第百三十五条第一項第二号ハ(1)及び第五号ロ(1)	四万五千円	一万五五百円
	六千三百円	千六百円
第百三十五条第一項第二号ハ(2)及び第五号ロ(2)	七千五百円	二千円
	一万五千五百円	四千円
第百三十五条第一項第三号イ(1)	一万二百円	三千円
	一万六百元	五千五百円
	一万二千円	三千円
	一万四千五百円	四千円
	一万七千五百円	四千五百円
	一万円	五千円
	一万二千五百円	六千円
第百三十五条第一項第三号イ(2)	一万五千五百円	六千五百円
	一万九千円	七千五百円
	一万六千五百円	七千円
	三万二千円	八千円
	三万八千円	九千五百円
	四万四千円	一万千円
	五万五五百円	一万三千円
	五万七千円	一万四千五百円
第百三十五条第一項第三号ロ	六万四千円	一万六千円
	三万三千円	八千五百円
	四万千円	一万五五百円
	四万九千円	一万二千五百円

議案第七号 石川県税条例の一部を改正する条例について

	五万七千円	一万四千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万四千円	一万八千五百円
	八万三千円	二万円
第百三十五条第一項第四号	四千五百円	千五百円
	六千円	千五百円
第百三十五条第一項第五号イ	一万七千六百円	四千五百円
	二万三千六百円	六千円
第百三十五条第一項第五号ニ	二万三千六百円	六千円
	二万七千六百円	七千円
	三万七千六百円	八千円
	三万六千円	九千円
	四万八千円	一万五千円
	四万六千四百円	一万二千円
	五万三千二百円	一万三千五百円
	六万七千二百円	一万五千五百円
	七万四千円	一万八千円
	八万八千八百円	二万二千五百円
第百三十五条第一項第五号ホ(1)	九千円	二千五百円
	一万八千五百円	五千円
第百三十五条第一項第五号ホ(2)	一万五千五百円	三千円
	二万五千五百円	六千五百円
第百三十五条第二項第一号	三千七百円	千円
	四千七百円	千二百円
	六千三百円	千六百円
第百三十五条第二項第二号	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百円
	八千円	二千円
第百三十五条第三項	一万二千円	三千円
	一万四千五百円	四千円
	一万七千五百円	四千五百円
	二万円	五千円
	二万二千五百円	六千円

	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千円	七千五百円

附則第十四条第五項中「第二項、第二項(」を「第二項及び第二項(これらの規定を)」に、「又は第三項(前項において読み替えて準用する場合を含む。)」を「並びに第三項及び第四項」に、「第十四条第一項から第三項」を「第十四条第一項から第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項(第四号に係る部分に限る。)及び前項」を「第二項(第四号に係る部分に限る。)及び第二項」に改め、「平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として省令」の下に「附則第五条の二第十二項」を加え、「平成二十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として省令」を「平成二十二年度基準エネルギー消費効率(法附則第十二条の三第八項に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率をいう。)を算定する方法として省令附則第五条の二第十三項」に、「第二項第四号」を「第一項第四号」に、「法附則第十二条の三第四項第四号」を「同号」に改め、「次項及び第四項において同じ。)に百分の百十」を削り、「前項第四号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率に」を「平成二十二年基準エネルギー消費効率(同条第八項に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率をいう。)と、「百分の百十」とあるのは「」に、「前項中」を「第二項中」に改め、「第一項第四号に規定する」を削り、同条中同項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

- 4 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので省令附則第五条の二第十一項で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第百三十五条第一項から第三項までの規定の適用については、当該自動車が平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十七年分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年分の自動車税に限り、第一項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五十条、第五十八条並びに附則第十条第二項及び第二項の改正規定並びに附則第四項及び第六項の規定 平成二十六年十月一日
- 二 附則第二条の三第一項の改正規定及び附則第二項の規定 平成二十七年一月一日
- 三 第五十七条第一項の改正規定(第七十二条の二十三第一項ただし書)を「第七十二条の二

十三第二項」に改める部分に限る。)及び附則第五項の規定 平成二十八年四月一日

(県民税に関する経過措置)

- 2 改正後の附則第二条の三第一項の規定は、平成二十七年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十六年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の附則第五条第四項並びに第七条第一項及び第二項の規定は、平成二十六年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第五十条並びに附則第十条第一項及び第二項の規定は、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

- 5 改正後の第五十七条第一項(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の二十三第二項の規定に係る部分に限る。)の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 6 改正後の第五十八条の規定は、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 7 改正後の石川県税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、平成二十六年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 8 改正前の第七十八条の五第一項及び第五項の規定は、同条第一項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項又は第十一条の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体(以下この条において「農地保有合理化法人等」という。)が、同法」とあるのは「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第百二号)附則第三条に規定する旧農地保有合理化法人(以下この項において「旧農地保有合理化法人」という。)が同条に規定する旧農地保有合理化事業(同法による改正前の農業経営基盤強化促進法(以下この項及び第五項において「旧基盤強化法」という。))と、「の実施により令」とあるのは「に限る。)の実施により令」と、「又は農業経営基盤強化促進法」とあるのは「又は旧基盤強化法」と、「農地保有合理化法人等による」とあるのは「旧農地保有合理化法人による」と、同条第五項中「被収用不動産等に代わる不

動産」とあるのは「当該耐震基準不適合既存住宅が取得した日から六月以内に耐震改修を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき省令第七条の七で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供するもの」と、「第七十八条の五第一項」とあるのは「当該不動産が第七十八条の五第一項」と、「農業経営基盤強化促進法」とあるのは「旧基盤強化法」とする。

(自動車税に関する経過措置)

- 9 改正後の附則第十三条及び第十四条の規定は、平成二十六年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十五年分までの自動車税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、法人県民税及び法人事業税の税率の改正並びに環境に及ぼす影響に応じた自動車税の特例措置の拡充等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第八号

中部圏の都市開発区域における県税の課税の特例に関する条例を廃止する条例について

中部圏の都市開発区域における県税の課税の特例に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

平成二十六年五月三十日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

中部圏の都市開発区域における県税の課税の特例に関する条例を廃止する条例

中部圏の都市開発区域における県税の課税の特例に関する条例（昭和四十四年石川県条例第七号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による廃止前の中部圏の都市開発区域における県税の課税の特例に関する条例（以下「旧条例」という。）第一条に規定する都市開発区域内において、平成二十六年三月三十一日までに旧条例第二条第一項に規定する工業生産設備を新設し、又は増設した者に対して課する不動産取得税及び固定資産税については、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

提案理由

中部圏の都市開発区域における県税の不均一課税の適用期限が経過したことに伴い、課税の特例措置を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第9号

財産の取得について

志賀原子力発電所周辺の環境放射線監視のため、次の財産を取得する。

平成26年5月30日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

1 財産の種類及び数量

非常用発電装置 一式

2 取得金額 85,212,000円

3 取得の相手方

東京都三鷹市牟礼六丁目22番1号

日立アロカメダイカル株式会社

代表取締役 吉 住 実

上記代理人 金沢市黒田一丁目17番地

日立アロカメダイカル株式会社金沢営業所

所長 大 橋 大次郎

議案第10号

大気常時監視自動計測器の談合に伴う損害賠償請求事件に係る訴訟の和解について

平成24年4月20日付けで提起した大気常時監視自動計測器の談合に伴う損害賠償請求に係る訴訟事件は、次のとおり和解するものとする。

平成26年5月30日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

和 解 条 項

- 1 被告東亜ディーケーケー株式会社は、原告に対し、本件和解金として、1,344万円の支払義務のあることを認める。
- 2 被告株式会社堀場製作所は、原告に対し、本件和解金として、204万円の支払義務のあることを認める。
- 3 被告東亜ディーケーケー株式会社は、原告に対し、第1項の金員を平成26年7月31日限り、原告が発行する納入通知書で納付する方法により支払う。ただし、納付費用は被告東亜ディーケーケー株式会社の負担とする。
- 4 被告株式会社堀場製作所は、原告に対し、第2項の金員を平成26年7月31日限り、前項記載の方法により支払う。ただし、納付費用は被告株式会社堀場製作所の負担とする。
- 5 被告東亜ディーケーケー株式会社が第3項の支払を怠ったときは、被告東亜ディーケーケー株式会社は、原告に対し、第1項の金員から既支払額を控除した残金及びこれらに対する平成26年8月1日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- 6 被告株式会社堀場製作所が第4項の支払を怠ったときは、被告株式会社堀場製作所は、原告に対し、第2項の金員から既支払額を控除した残金及びこれらに対する平成26年8月1日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- 7 原告は、被告らに対するその余の請求をいずれも放棄する。
- 8 原告及び被告らは、原告と被告らとの間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 9 訴訟費用は、各自の負担とする。

議案第十一号

石川県健民自然園条例の一部を改正する条例について

石川県健民自然園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十六年五月三十日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県健民自然園条例の一部を改正する条例

石川県健民自然園条例（平成六年石川県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七条中「石川県片野^も鳴池健民自然園（以下「片野自然園」という。）」を「健民自然園」に改める。

第八条各号及び第九条から第十二条までの規定中「片野自然園」を「健民自然園」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の石川県健民自然園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による石川県夕日寺健民自然園の指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）の指定及びこれに係る手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

3 施行日前において、この条例による改正前の石川県健民自然園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなす。

提案理由

多様化する県民ニーズに、より効果的、効率的に対応し、県民サービスの向上を図るため、石川県夕日寺健民自然園に指定管理者制度を導入する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第12号

権利の放棄について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、石川県建設工事標準請負契約約款（平成8年石川県告示第145号）第48条に規定する賠償金に係る債権を次とおり放棄する。

平成26年5月30日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

1 債務者

輪島市釜屋谷町6字33番地3

株式会社 松下組

2 債権の内容及び債権額

石川県建設工事標準請負契約約款第48条に規定する賠償金8,434,230円及びこれに付帯する延滞金

議案第十三号

石川県都市公園条例の一部を改正する条例について

石川県都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十六年五月三十日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県都市公園条例の一部を改正する条例

石川県都市公園条例（昭和三十九年石川県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中央公園の項中「中央公園」を「いしかわ四高記念公園」に改める。

第二条の二の表中「中央公園」を「いしかわ四高記念公園」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

都心部における新たな賑わい創出に向けた中央公園の再整備が完了することに伴い、中央公園の名称をいしかわ四高記念公園と改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第14号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

平成26年5月30日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

1 工事の名称 羽咋警察署庁舎建設工事（建築）

2 契約金額 808,920,000円

3 契約の相手方

小倉・南・石田特定建設工事共同企業体

代表者 羽咋市柳橋町五俵刈5番地

小倉建設株式会社

代表取締役社長 小倉 一 夫

構成員 羽咋郡志賀町高浜町レの71番地1

南建設株式会社

代表取締役 北 省 一

構成員 羽咋郡志賀町栢木レの25番地の1

石田工業株式会社

代表取締役 辻 口 光 政

報告第1号

平成25年度石川県一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成26年5月30日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第15号

平成25年度石川県一般会計補正予算（第5号）

平成25年度の石川県一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,159,000千円を追加し、歳入歳出それぞれ557,845,423千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成25年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

（地方債の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年3月31日

地方自治法第179条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成25年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

△印 減

歳 入	款	項	補正前の額	補正額	計
3 地方譲与税			20,200,000 △	23,371	20,176,629
		2 地方揮発油譲与税	2,150,000 △	20,789	2,129,211
		3 石油ガス譲与税	145,000 △	5,710	139,290
		4 航空機燃料譲与税	5,000	3,128	8,128
5 地方交付税			131,238,757	919,831	132,158,588
		1 地方交付税	131,238,757	919,831	132,158,588
6 交通安全対策特別交付金			380,000	5,131	385,131
		1 交通安全対策特別交付金	380,000	5,131	385,131
11 寄附金			39,632	1,730	41,362
		1 寄附金	39,632	1,730	41,362
12 繰入金			24,188,510 △	729,413	23,459,097
		2 繰入金	23,982,598 △	729,413	23,253,185

14 諸	入		41,650,695	18,566,092	60,216,787
		1 延滞金、加算金及び過料等	267,432 △	5,826	261,606
		5 収 益 事 業 収 入	3,800,000 △	170,202	3,629,798
		6 雑 入	7,887,947	18,742,120	26,630,067
15 県	債		103,947,000 △	7,581,000	96,366,000
		1 県 債	103,947,000 △	7,581,000	96,366,000
	歳 入	合 計	546,686,423	11,159,000	557,845,423

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		60,977,396	11,159,000	72,136,396
	1 総務管理費	17,662,668	11,159,000	28,821,668
歳 出	合 計	546,686,423	11,159,000	557,845,423

第2表 地方債補正

起債の目的	補前			補正			後		
	限度額 千円	起債の方法	利率	限度額 千円	起債の方法	利率	限度額 千円	起債の方法	利率
自然環境費	71,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しをされる式で見つる率のついて、利率の見直しを行った後においては、当該利率)	71,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しをされる式で見つる率のついて、利率の見直しを行った後においては、当該利率)	4,000,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しをされる式で見つる率のついて、利率の見直しを行った後においては、当該利率)
観光興費	4,069,000								
農業振興費	53,000								
農業農村整備事業費	1,157,000								
国直轄土地改良事業費 負担	24,000								
造林費	301,000								
林道費	239,000								
治山費	734,000								
国直轄治山事業費負担金	43,000								
漁港建設費	438,000								
道路建設費	8,734,000								
道路整備費	5,399,000								
国直轄道路事業費負担金	4,439,000								

報告第一号 平成二十五年石川県一般会計補正予算(第五号)の専決処分報告について

報告第一号 平成二十五年石川県一般会計補正予算(第五号)の専決処分の報告について

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額 千円	利率	償還の方法	限度額 千円	利率	償還の方法
河川改良費	2,830,000			2,814,000		
河川整備費	512,000			146,000		
砂防地すべり対策費	1,817,000			1,802,000		
国直轄砂防事業費負担金	527,000			523,000		
砂防地すべり防止施設整備費	113,000			3,000		
海岸保全費	319,000			324,000		
港湾管理費	479,000			225,000		
港湾改良費	524,000			513,000		
街路専業費	872,000			936,000		
都市計画整備費	58,000			14,000		
公園整備費	1,327,000			1,245,000		
公営住宅建設費	22,000			-		
警察施設費	104,000			-		
刑事警察費	16,000			-		

交通指導取締費	663,000				203,000		
高等学校整備費	2,380,000				1,431,000		
体育施設費	221,000				—		
林荒地荒廃防止施設費	68,000				58,000		
林道災害復旧事業費	25,000				23,000		
国直轄災害復旧費負担金	54,000				56,000		
県単土木災害復旧費	15,000				14,000		
一般管理費	25,000				—		
財産管理費	317,000				—		
企画振興総務費	614,000				—		
国直轄空港事業費負担金	13,000				12,000		
交通対策費	1,221,000				1,202,000		
歴史博物館費	534,000				150,000		
男女共同参画費	27,000				—		
計	103,947,000				96,366,000		

報告第3号

石川県税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成26年5月30日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第十六号

石川県税条例の一部を改正する条例について

石川県税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十六年三月三十一日

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例（昭和二十九年石川県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二中「自家用」を「営業用」に、「^一以外のもの」を「以下この条において同じ。」

以外のもの及び軽自動車」に、「百分の五」を「百分の二」に改める。

附則第十二条の二の二第一項中「率に四分の一」を「率に百分の二十」に改め、同条第二項中「率に二分の一」を「率に百分の四十」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の附則第十二条から附則第十二条の二までの規定は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

報告第4号

損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成26年5月30日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第4号

損害賠償額の決定について

平成24年7月2日発生の県有車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

平成26年5月14日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 相手方 [REDACTED]
- 2 賠償額 187,951円
- 3 賠償責任発生の事実

平成24年7月2日午後0時55分頃、白山市荒屋町と77番地1先交差点において、少子化対策監査専門員松本多恵の運転する軽自動車が [REDACTED] の運転する自転車に衝突し、同車に損害を与えたとともに、同人に対し14日間の通院加療を要する被害を与えたもの

報告第5号

和解の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成26年5月30日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第14号

県営住宅の明渡し等請求事件に係る訴訟の和解について

平成25年12月27日付けで提起した[REDACTED]を被告とする県営住宅の明渡し等請求に係る訴訟事件は、次のとおり和解するものとする。

平成26年3月28日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

和 解 条 項

- 1 原告は、被告に対し、本件建物に対する賃貸借契約につき、平成25年8月6日付け条件付賃貸借契約解除の意思表示を撤回する。
- 2 当事者双方は、平成26年2月28日、本件建物に対する平成26年2月28日までの滞納家賃、駐車場使用料（同相当額損害金を含む。）金534,400円を、被告より原告が受領したことを確認する。また、当事者双方は、平成26年3月1日から本和解期日までの家賃相当損害金を、本和解期日までに被告より原告が受領したことを確認する。
- 3 被告は、本和解期日以降、石川県県営住宅条例（昭和34年石川県条例第45号）所定の毎月の家賃を、同月末日までに納付するものとする。
- 4 被告が、前項の毎月の家賃3箇月分以上を滞納したときには、原告は、被告に対し、何らの催告を要せずして本件賃貸借契約を解除することができる。

- 5 前項により、本件建物の賃貸借契約が解除された場合、被告は、原告に対し、直ちに本件建物を明け渡す。
- 6 被告は、原告に対し、第4項により契約解除がなされた場合、契約解除までの滞納家賃及び契約解除の翌日より明渡し済に至るまで、石川県県営住宅条例所定の本件建物の近傍同種家賃の2倍に当たる金員を支払う。
- 7 当事者双方は、本件に関し、本和解条項に定めるほか互いに何らの償権債務のないことを確認する。
- 8 訴訟費用は、各自の負担とする。

報告第6号

損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成26年5月30日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第2号

損害賠償額の決定について

平成25年12月19日発生の県有車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

平成26年5月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

- | | | | | | | |
|---|-----------|---------------|------|------|-------|---------|
| 1 | 相手方 | 金沢市問屋町二丁目25番地 | 株式会社 | マツモト | 代表取締役 | 和 泉 健 治 |
| 2 | 賠償額 | | | | | 75,334円 |
| 3 | 賠償責任発生の事実 | | | | | |

平成25年12月19日午後3時45分頃、金沢市問屋町二丁目30番地先交差点において、金沢東警察署巡查長今井哲也の運転するパトカーが村田昭博の運転する株式会社マツモト所有の小型貨物自動車と衝突し、同車に損害を与えたもの

報告第8号

平成25年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、平成25年度石川県一般会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

平成26年5月30日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

平成25年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 定 財 源	左 の 財 源				一 般 財 源	
						収入 財 源	未 収 入 財 源	内 財 源			其 他
								国 支 出 金	地 方 債		
2 総務費			2,115,000,000	2,100,729,800		2,000,000,000	11,000,000			89,729,800	
	1 総務管理費		89,000,000	89,000,000						89,000,000	
5 防災救助費		廃校舎等解体費	89,000,000	89,000,000						89,000,000	
			2,026,000,000	2,011,729,800		2,000,000,000	11,000,000			729,800	
		地震災害対策緊急 整備事業費	26,000,000	11,729,800				11,000,000			729,800
3 企画文化費		原子力防災対策費	2,000,000,000	2,000,000,000		2,000,000,000					
			505,702,000	436,299,438		18,062,000	269,000,000	8,046,527		141,190,911	

報告第八号 平成二十五年石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 収 入 源	左の収入源の内訳			一般財源	
						未 収 入 金	特 定 財 源			
							国 支 出 金	地 方 債		そ の 他
4 健康福祉費	1 企画振興費		288,238,000	235,581,188			137,000,000	8,046,527	90,534,661	
		北陸新幹線建設費	198,575,000	145,918,188			137,000,000	8,046,527	871,661	
	2 県民文化費	公共交通バリアフリー対策費	89,663,000	89,663,000					89,663,000	
		歴史博物館整備費	217,464,000	200,718,250			18,062,000	132,000,000	50,656,250	
	3 障害福祉費	1 高齢者費		2,758,674,000	2,698,237,000	1,380,884,000		540,000,000		286,621,000
			介護サ－ビス 基盤整備事業費	570,103,000	569,589,000			540,000,000		29,589,000
		介護基盤施設等緊急 整備臨時特例事業費	496,456,000	476,159,000	476,159,000					
		2 子育て費		933,210,000	898,828,000	893,021,000				5,807,000
			次世代育成支 援対策費	185,562,000	174,472,000	174,472,000				
		保育環境整備事業費	747,648,000	724,356,000	718,549,000					5,807,000
3 障害福祉費	社会福祉施設耐震 改修等促進 臨時特例事業費		758,905,000	753,661,000	11,704,000	490,732,000			251,225,000	
			18,150,000	17,557,000	11,704,000				5,853,000	

6 商工労働費	障害者支援施設等整備	740,755,000	736,104,000		490,732,000			245,372,000
	1 商工費	70,473,000	70,473,000					70,473,000
8 農水産業費	産業展示館管理費	18,750,000	18,750,000					18,750,000
	伝統産業工芸館運	46,998,000	46,998,000					46,998,000
	アンテナショップ機能強化事業費	4,725,000	4,725,000					4,725,000
		10,431,769,000	9,493,133,998	2,357,218,057	4,018,666,500	2,228,000,000	499,825,986	389,423,455
	1 農業費	48,710,000	42,180,000		42,180,000			
	鳥獣害防止対策費	20,000,000	20,000,000		20,000,000			
	県産農産物流通対策	28,710,000	22,180,000		22,180,000			
	2 畜産業費	27,000,000	27,000,000					27,000,000
	能登牛1000頭生産体制整備事業費	27,000,000	27,000,000					27,000,000
	3 農地費	3,636,457,000	3,449,999,703	34,515,300	1,917,565,700	922,000,000	465,114,036	110,804,667
国営造成揚水施設等管理事業費	4,644,000	4,644,000		1,548,000		1,548,000	1,548,000	
県営ほ場整備事業費	1,752,407,000	1,616,017,240		886,394,300	440,000,000	241,743,900	47,879,040	

報告第八号 平成二十五年石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年 繰越額	左の収入				内訳			一般財源	
					既 特 定 財 源	未 収 入	収入		財 源 定 額	財 源			
							国 庫 支 出 金	地 方 債		そ の 他	一 般 財 源		
		担い手整備等 施設整備費	4,001,000	4,000,320		2,000,000				1,000,000		1,000,320	
		良地改良 事業費	416,119,000	416,116,520		226,380,100			99,000,000		85,706,150		5,030,270
		広域農団 地帯整備事業費	230,105,000	230,103,313		115,051,000			72,000,000				8,537,013
		基幹農道 整備事業費	157,541,000	157,540,230		78,770,000			47,000,000		26,256,666		5,513,564
		農村総合 整備事業費	56,071,000	56,069,000		43,640,750							12,428,250
		農業基盤 整備事業費	10,759,000	10,756,900		8,451,850							2,305,050
		県営かん がい排水事業費	123,528,000	73,523,920		36,761,500			16,000,000		18,380,750		2,381,670
		基幹水利 施設予防 保全対策事業費	31,768,000	31,767,100		15,883,000			7,000,000		7,941,500		942,600
		県営中山 間地域 整備事業費	25,857,000	25,853,120		14,219,150			6,000,000		3,877,950		1,756,020
		中山間地 域整備 事業費	18,856,000	18,854,500		14,429,250							4,425,250
		老朽池 整備事業費	326,529,000	326,515,180		178,876,500			93,000,000		52,036,800		2,601,880
		用排水 施設整備事業費	108,226,000	108,222,040		59,521,550			31,000,000		17,315,360		385,130
		農業用河 川工務 事業費	8,536,000	8,534,160		4,693,700			2,000,000		853,400		987,060
		地すべり 対策事業費	116,698,000	116,695,920		57,122,000			52,000,000				7,573,920

	農業用施設石綿対策特別事業費	58,506,000	58,483,120			31,862,050	18,000,000	5,793,100	2,827,970
	海岸保全施設整備事業費	88,686,000	88,683,120			44,341,000	39,000,000	2,660,460	2,681,660
	県営震災対策農業施設整備事業費	20,000,000	20,000,000			20,000,000			
	団体営震災対策農業施設整備事業費	68,420,000	68,420,000			68,420,000			
	農村地域防災減災調査設計事業費	9,200,000	9,200,000			9,200,000			
		5,526,501,000	5,039,223,295	2,293,642,677		1,556,960,800	922,000,000	34,711,950	231,907,868
4	林業費	1,185,352,000	1,014,553,130			599,169,600	292,000,000		123,383,530
	いしかわ森林環境基金事業費	511,500,000	511,271,200	313,470,000		197,801,200			
	森林整備・林業活性化事業費	2,288,103,000	2,037,528,262	1,980,172,677					57,355,585
	全国植樹推進祭費	2,988,000	2,988,000						2,988,000
	林道開設事業費	65,696,000	65,696,000			46,531,000			19,165,000
	県営林道開設事業費	232,567,000	232,015,000			120,334,000	72,000,000	34,711,950	4,969,050
	過疎地域代行林道開設事業費	70,000,000	70,000,000			36,400,000	33,000,000		600,000
	林道保全事業費	1,800,000	1,800,000			1,500,000			300,000
	県有林道保全事業費	1,600,000	1,600,000			800,000			800,000

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 収 入 財 源	左の財源の内訳				一般財源	
						未 収 入 財 源	財源				その他
							国 支 出 金	特 定 地 方 債	定 額		
		山地治山事業費	707,775,000	683,751,880		343,625,000	326,000,000			14,126,880	
		防災林整備事業費	270,164,000	240,371,600		119,186,000	117,000,000			4,185,600	
		水源地域整備事業費	101,470,000	90,970,000		45,485,000	43,000,000			2,485,000	
		地すべり防止事業費	70,741,000	69,933,223		34,966,000	34,000,000			967,223	
		災害関連緊急 治山事業費	16,745,000	16,745,000		11,163,000	5,000,000			582,000	
	5 水産業費		1,193,101,000	934,731,000	29,060,080	501,960,000	384,000,000			19,710,920	
		人工礁事業費	117,896,000	100,278,000		50,139,000	50,000,000			139,000	
		広域型増殖 造成事業費	84,112,000	84,112,000		42,056,000	42,000,000			56,000	
		漁港修築費	474,488,000	411,647,000	2,353,280	230,793,000	168,000,000			10,500,720	
		漁港改修費	133,754,000	103,656,000	15,548,400	51,828,000	33,000,000			3,279,600	
		漁港局部改良費	203,008,000	111,584,000	11,158,400	55,792,000	42,000,000			2,633,600	
		漁港機能保全費	122,000,000	104,204,000		52,102,000	49,000,000			3,102,000	
		市町漁港整備 事業助成費	57,843,000	19,250,000		19,250,000					
9 土木費			32,842,836,000	28,356,756,457	268,715,498	9,904,813,066	11,640,000,000	2,256,658,146	4,286,569,747		

2 道路 橋りょう費	18,469,708,000	15,849,662,099	97,619,197	5,462,569,018	6,505,000,000	1,942,635,450	1,841,838,434
国道改築費	1,428,000,000	1,129,300,000		699,974,816	398,000,000		31,325,184
地方道改築費	6,520,000,000	5,795,200,000		1,830,124,240	2,326,000,000		1,639,075,760
県単道路改良費	296,900,000	189,700,000	24,495,383		163,000,000	735,000	1,469,617
橋りょう補修費	595,365,000	550,600,000		284,621,750	248,000,000		17,978,250
道路災害防除費	1,020,460,000	886,389,557		470,332,937	389,000,000		27,056,620
交通安全施設費	1,280,429,000	1,062,070,067		563,636,165	473,000,000		25,433,902
雪寒地域道路事業費	1,093,463,000	908,972,700		567,136,549	339,000,000		2,836,151
建設機械整備費	12,740,000	12,739,500		8,493,000	3,000,000		1,246,500
戦略的橋りょう 長寿命化事業費	540,927,000	486,143,350		197,717,410	269,000,000		19,425,940
道路シユソド 長寿命化事業費	454,300,000	376,455,000		234,803,276	132,000,000		9,651,724
橋りょう長寿命 化事業費	750,000,000	710,290,000		419,145,000	291,000,000		145,000
トンネル修繕事業費	374,500,000	343,500,000		183,500,000	160,000,000		
いしかわ広域 幹線道路 整備事業費	865,000,000	677,200,000	63,293,438		592,000,000	5,797,500	16,109,062
観光石川周 回遊事業 整備事業費	38,000,000	23,170,000	2,305,779		20,000,000		864,221

報告第八号 平成二十五年石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 収 入 源	左 の 財 源			内 訳		一 般 財 源
						未 収 入 金	特 定 財 源	財 源	財 源	財 源	
		安全・安心道路整備事業	58,600,000	52,000,000	5,192,117		46,000,000				807,883
		県水送水管耐震化事業	1,626,000,000	1,378,000,000					1,378,000,000		
		道路受託事業費	562,245,000	558,102,950					558,102,950		
		のと里山海道利用促進事業費	18,400,000	6,500,000		3,083,875	3,000,000				416,125
		緊急地方道路整備事業費	392,500,000	334,600,000			308,000,000				26,600,000
		県単道路特別整備費	38,705,000	24,324,800	2,332,480		21,000,000				992,320
		道路環境改善整備事業費	425,140,000	301,159,665			286,000,000				15,159,665
		あんしん歩行空間整備事業費	10,821,000	8,495,700			8,000,000				495,700
		県単交通安全施設費	67,213,000	34,748,810			30,000,000				4,748,810
	3 河川海岸費		8,425,166,000	7,505,620,389	37,320,114	2,736,023,733	3,537,000,000	159,046,495			1,036,230,047
		広域河川改修費	4,034,000,000	3,478,236,000		954,602,670	1,605,000,000				918,633,330
		河川環境整備費	7,000,000	6,540,000		3,267,500	2,000,000				1,272,500
		情報基盤緊急整備事業費	292,000,000	291,700,000		145,850,000	145,000,000				850,000
		都市基盤河川改修費	98,000,000	87,924,000			82,000,000				5,924,000

	県単河川改良費	5,000,000	5,000,000				5,000,000		
	河川改良受託事業費	70,000,000	50,000,000					50,000,000	
	堰堤改良費	223,528,000	222,018,650			55,950,000	77,000,000	82,289,892	6,778,758
	緊急県単河川防災費	197,000,000	148,000,000				146,000,000		2,000,000
	通常砂防事業費	1,580,084,000	1,503,680,896			755,740,184	698,000,000		49,940,712
	地すべり対策事業費	521,039,000	446,318,560			222,538,780	208,000,000		15,779,780
	急傾斜地崩壊対策事業費	882,819,000	835,829,763	37,320,114		384,888,024	363,000,000	26,756,603	23,865,022
	県単土石流対策	6,696,000	3,602,520				3,000,000		602,520
	海岸侵食対策費	412,000,000	351,770,000			175,813,475	170,000,000		5,956,525
	千里浜再生プロジェクト推進費	96,000,000	75,000,000			37,373,100	33,000,000		4,626,900
4 港湾費		786,296,000	690,780,000	4,791,600		228,006,000	295,000,000	150,183,334	12,799,066
	港湾修繕費	9,700,000	9,400,000				7,000,000	2,350,000	50,000
	金沢港埋立地整備事業費	56,600,000							
	金沢港大水深岸壁整備促進費	76,580,000	73,080,000			21,774,000	32,000,000	16,935,334	2,370,666
	港湾改修費	196,380,000	178,452,000			77,248,000	51,000,000	48,127,000	2,077,000

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 収 入 源	左 の 収 入 源			内 財 源		一 般 財 源
						未 収 入 金	特 定 地 方 債	定 額	財 源		
									国 支 出 金	地 方 債	
		港湾補修費	165,240,000	163,140,000	450,000	54,380,000	83,000,000	24,021,000		1,289,000	
		港湾環境整備費	270,796,000	256,708,000	4,341,600	69,604,000	117,000,000	58,750,000		7,012,400	
		港湾海岸高潮対策費	11,000,000	10,000,000		5,000,000					
	5 都市計画費		5,161,666,000	4,310,693,969	128,984,587	1,478,214,315	1,303,000,000	4,792,867		1,395,702,200	
		土地区画整理事業費	494,598,000	462,621,800		138,006,540				324,615,260	
		街路事業費	2,770,382,000	2,062,439,870	87,033,087	603,298,950	410,000,000			962,107,833	
		県単街路事業費	28,426,000	20,495,466	131,500		14,000,000	4,792,867		1,572,099	
		中央公園整備費	23,060,000	20,201,200		9,998,000	9,000,000			1,203,200	
		犀川緑地整備費	37,820,000	22,399,000		11,049,500	10,000,000			1,349,500	
		本多の森公園整備費	35,696,000	35,227,000		17,613,500	16,000,000			1,613,500	
		能登歴史公園整備費	148,820,000	148,805,640		74,402,750	67,000,000			7,402,890	
		白山市マパーク整備費	71,564,000	71,561,000		35,780,500	32,000,000			3,780,500	
		金沢城公園整備費	855,600,000	831,147,270		397,804,675	408,000,000			25,342,595	
		公園施設安心対策費	412,200,000	380,542,050		190,259,900	179,000,000			11,282,150	

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 取 入 財 源	左の収入の財源内訳				一般財源	
						未 取 入 財 源	収入 財 源	収入 財 源			その他
								国 支 出 金	地 方 債		
		体育施設整備費	107,612,000	43,784,280						43,784,280	
12 災害復旧費	農林水産業 施設 復旧		783,534,000	458,703,120		371,489,836	84,000,000			3,213,284	
			543,878,000	314,233,680		278,545,000	33,000,000			2,688,680	
		25年発生団体 災害復旧費	212,000,000	32,481,000		32,481,000					
		25年発生林地荒廃 防止施設災害復旧費	71,400,000	43,548,000		28,166,000	15,000,000			382,000	
		25年発生林道 災害復旧費	194,267,000	185,862,000		185,643,000				219,000	
2 土木施設 災害復旧費		25年発生県有林道 災害復旧費	66,211,000	52,342,680		32,255,000	18,000,000			2,087,680	
			239,656,000	144,469,440		92,944,836	51,000,000			524,604	
		25年発生土木施設 災害復旧費	230,000,000	142,047,000		92,944,836	49,000,000			102,164	
		25年発生県単土木 災害復旧費	9,656,000	2,422,440			2,000,000			422,440	
合		計	51,019,993,000	45,040,333,293	4,006,891,555	16,846,929,402	15,549,000,000	2,764,530,659	5,872,981,677		

報告第9号

平成25年度石川県一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、平成25年度石川県一般会計歳出予算の事故繰越しについて、次のとおり報告する。

平成26年5月30日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

平成25年度石川県一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
8 農水産業費	4 林業費		272,002,550	268,082,550	3,920,000		3,920,000	3,920,000			
		森林整備・林業 活性化事業費	272,002,550	268,082,550	3,920,000		3,920,000	3,920,000			希少生物保護により工 事の施工に不測の日数 を要したため
合		計	272,002,550	268,082,550	3,920,000		3,920,000	3,920,000			

報告第10号

平成25年度石川県流域下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成25年度石川県流域下水道特別会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

平成26年5月30日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

平成25年度石川県流域下水道特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の収入源の内訳				一般会計 から繰入	
					既 定 財 源	未 収 入				一 般 会 計 か ら 繰 入
						国 支 出 金	地 方 債	其 他		
1 流域下水道 事業費			50,148,000	50,147,500	24,765,000	13,000,000	12,382,500			
	1 建設費	大聖寺川処理区 建設費 厚川処理区 建設費	50,148,000 34,898,000 15,250,000	50,147,500 34,897,500 15,250,000	24,765,000 17,265,000 7,500,000	13,000,000 9,000,000 4,000,000	12,382,500 8,632,500 3,750,000			
合 計			50,148,000	50,147,500	24,765,000	13,000,000	12,382,500			

報告第11号

平成25年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、平成25年度石川県水道用水供給事業会計予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

平成26年5月30日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

平成25年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年繰越額	左の財産		源泉内訳		不用額	繰越額を要する限度額	明
						企業債	損留	利益	勘定資産			
1	建設改良	固定資産改良	8,155,432,000	6,664,381,506	1,470,674,800	1,470,000,000	674,800	674,800	20,375,694			
			4,527,390,000	3,036,340,177	1,470,674,800	1,470,000,000	674,800	674,800	20,375,023			
		送水施設建設改良事業費	487,390,000	374,340,177	92,674,800	92,000,000	674,800	674,800	20,375,023			関係機関との調整に不測の日数を要したため
			4,040,000,000	2,662,000,000	1,378,000,000	1,378,000,000	1,378,000,000	1,378,000,000				関係機関との調整に不測の日数を要したため